

鉛等有害物質対策はお済みですか

基安労発0530第2号/基安化発0530第2号
平成26年5月30日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について

〈抜粋〉

標記に関して、一般に錆止め等の目的で鉛を数十%から十数%程度含有したり、クロムを含有する塗料が塗布された橋梁等建設物があり、また、業界の自主的な取組により鉛含有塗料の流通は少なくなっているものの、現在でも多くの建設物に塗布されています。これら鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業（以下「剥離等作業」という。）を行う場合には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、鉛中毒予防規則等関係法令を順守することはもとより、状況に応じた適切なばく露防止対策を講じる必要があります。また、これらの業務を発注する者は、鉛等有害物を含有する塗料の使用状況に係る情報を施工業者に提示し、必要なばく露防止対策を講じさせることが望まれます。

（塗料の剥離等作業を発注する者について）

- 1 橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を発注する者は、塗布されている塗料中の鉛やクロム等の有害な化学物質の有無について把握している情報を施工者に伝えるほか、塗料中の有害物の調査やばく露防止対策について必要な経費等の配慮を行うこと。

（塗料の剥離等作業を請け負う事業者について）

- 2 労働安全衛生法等関係法令に基づく対策の必要性を確認するため、橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を請け負う事業者は、発注者に問い合わせる等して、当該塗料の成分を把握すること。

本カタログは下記規則・通達に基づいて作成しております。

- 1.鉛中毒予防規則
- 2.特定化学物質障害予防規則
- 3.ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日法律第65号）
- 4.PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について（平成17年2月10日基発第0210005号）
別添「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱」に講ずべき事項が策定されています。
- 5.改正 廃棄物処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策（平成26年1月10日基発第01110第1号）
- 6.鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について
（平成26年5月30日基発第0530第2号）
- 7.改正 石綿障害予防規則（平成26年6月1日基発第0423第6号）

ユーザー様・販売店様へのお願い

基発第0207006号（平成17年2月7日）防じんマスクの選択、使用等について

基発第0207007号（平成17年2月7日）防毒マスクの選択、使用等について

の第2製造者等が留意する事項には、次のことが書かれています。

- 1 防じん(防毒)マスクの販売に際し、事業者等に対し、防じん(防毒)マスクの**選択、使用等に関する情報の提供**及びその具体的な**指導**をすること。
- 2 防じん(防毒)マスクの**選択、使用等について、不適切な状態を把握した場合には、これを是正する**ように、事業者等に対し、**指導**すること。

この基発に書かれている「製造者等」には、**販売会社も含まれています**。不適切な使用が把握できている場合は、適切な保護具を紹介する必要があります。